

<b>事業報告書</b>			
医療法人整理番号		01208	
報告期間	自	令和7年1月1日	
	至	令和7年12月31日	
<b>1 事業報告書の概要</b>			
(1) 名称	医療法人清河会		分類 から のそれぞれの項目（ は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
	分類	社団（出資持分あり）	
分類	その他		
分類	基金制度不採用		
(2) 事務所の所在地	都道府県	熊本県	
	市区町村	熊本市北区	
	町名・番地	徳王1丁目7番1号	
	建物名		
		<u>従たる事務所の記載はこちら</u>	
(3) 設立認可年月日	平成14年3月25日		
(4) 設立登記年月日	平成14年4月10日		
(5) 理事長の氏名	姓	河本	
	名	妙子	
役員及び評議員の人数	3		理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員	<u>記載はこちら</u>		
<b>2 事業の概要</b>			
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	<u>記載はこちら</u>		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	<u>記載はこちら</u>		
(2) 附帯業務	<u>記載はこちら</u>		
(3) 収益業務	<u>記載はこちら</u>		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	<u>記載はこちら</u>		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	<u>記載はこちら</u>		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	<u>記載はこちら</u>		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	<u>記載はこちら</u>		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	<u>記載はこちら</u>		全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9) その他	<u>記載はこちら</u>		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 1 : 1-(2)

<b>事業報告書</b>			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名







1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1 . 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
- 2 . 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
- 3 . 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

















## 2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。  
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。













2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)  
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。  
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。







様式 2

法人名 医療法人 清河会

医療法人整理番号

1208

所在地 熊本市北区徳王1丁目7番1号

財 産 目 録

(令和7年12月31日現在)

1. 資 産 額	148,465 千円
2. 負 債 額	14,077 千円
3. 純 資 産 額	134,388 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	127,889
B 固 定 資 産	20,576
C 資 産 合 計 ( A + B )	148,465
D 負 債 合 計	14,077
E 純 資 産 ( C - D )	134,388

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の を塗りつぶすこと。

土 地 ( 法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借) )

建 物 ( 法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借) )

法人名 医療法人清河会  
 所在地 熊本市北区徳王1丁目7番1号

医療法人整理番号 01208

貸借対照表  
 令和7年12月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	127,889	流動負債	14,077
固定資産	20,576	固定負債	0
1 有形固定資産	11,829	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	328	負債合計	14,077
3 その他の資産	8,419	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科目	金額
		出資金	9,900
		積立金	
		(うち代替基金)	
		評価・換算差額等	124,488
		純資産合計	134,388
資産合計	148,465	負債・純資産合計	148,465

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人清河会  
 所在地 熊本市北区徳王1丁目7番1号

医療法人整理番号	01208
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和7年1月1日

至 令和7年12月31日

(単位：千円)

科目	金額
事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	121,286
2 事業費用	138,604
本来業務事業損失	17,318
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	21,746
2 事業費用	24,847
附帯業務事業損失	3,101
事業外収益	20,419
事業外費用	166
事業損失	3
経常損失	20,256
特別利益	632
特別損失	0
税引前当期純損失	19,624
法人税等	121
当期純損失	19,745

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

# 様式5

様式5

法人名 医療法人 清河会 \_\_\_\_\_

所在地 熊本市北区徳王1丁目7番1号 \_\_\_\_\_

医療法人整理番号	1208
----------	------

## 関係事業者との取引の状況に関する報告書

### (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

### (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無し							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人清河会

理事長 河本 妙子 殿

私(注1)は、医療法人清河会の令和7会計年度(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和8年2月27日

医療法人 清河会

監事 坂本 玲毅

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書(医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む)、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。